交通信号灯器特記仕様書

1　基本仕様

機器の基本仕様は警察庁制定の

○　「警察交通安全施設端末装置共通仕様書」警交仕規第1001号

○　「交通信号灯器仕様書」警交仕規第1014号

の最新版によるものとする。

2　指定項目

(1)　車両用交通信号灯器の場合

ア　灯器の形式

機器名	仕様
車両用交通信号灯器（３色灯器：1H25.3L）	警交仕規第1014号
矢印灯器（A1.25L）	警交仕規第1014号

イ　信号表示面の直径

φ250㎜

ウ　光学式ユニットの発光色

青・黄・赤（別途指定された場合は、その構成とすること。）

エ　背面板の有無

無

オ　その他

(ｱ)　筐体は、アルミダイキャスト又はステンレス製の薄型とすること。

(ｲ)　筐体塗装色については、発注時指定する色に塗装すること。

なお、塗装する際には、調色用テストピースを提示して承認を得ること。ただし、標準色で塗装する場合を除く。

(2)　歩行者用交通信号灯器の場合

ア　取付形式

機器名	仕様
歩行者用交通信号灯器（PVT25L）	警交仕規第1014号

イ　信号表示面の大きさ

□250mm

ウ　その他

(ｱ)　筐体は、アルミダイキャスト又はステンレス製の薄型とすること。

(ｲ)　筐体塗装色については、発注時指定する色に塗装すること。

なお、塗装する際には、マンセル記号等を提示して承認を得ること。必要に応じて調色用テストピースを提示すること。ただし、標準色で塗装する場合を除く。

(ｳ)　吊り下げ金具一式（ロックナット、パッキン等）を添付すること。

(3)　製造年月等シール

全ての灯器に、製造年月及びメーカ名を記載したシールを貼付すること。

なお、貼付位置、文字サイズ、記載方法等については別途調整するものとする。

３　留意事項

契約後速やかに「機器承認願い」を提出し、機器の承認を受けること。

４　補償

正常な使用状態において、引渡しを終えた後２年以内に障害が生じた場合は無償で修理し、速やかに障害原因及び処置について報告すること。

５　検査

物品の検査仕様は警察庁制定の

○　「警察交通安全施設端末装置　検査マニュアル」対象：警交仕規第1001号

○　「交通信号灯器　検査マニュアル」対象：警交仕規第1014号

の最新版によるものとし、同仕様書に記載のないものについては、

○　「製造請負単価契約書」

によるものとする。

６　納入場所

沖縄本島内の指定する場所

７　納入期限

契約日の翌日から70日間

８　その他

本仕様書で特に定めのない事項については、製造請負単価契約書に定めるところによるものとする。

無償保証期間を過ぎたものであっても、引渡しを終えた後、10年以内に光学式ユニット１ユニットあたり、４分の１以上のＬＥＤ滅灯が生じた場合で、落雷、浸水、事故等の外的要因ではないと判断されるものについて、発注者から原因究明を求められた場合は、速やかに原因究明及びその結果を報告すると共に、万一、機器の不良が原因である場合は、何らかの改善策を提示し、対応すること。（落雷、浸水とは、「警察交通安全施設端末装置共通仕様書」警交仕規第1001号最新版における、設計条件、環境条件以上のものを指す。）